

土地閉鎖登記簿謄抄本の交付及び閲覧 について（お知らせ）

～土地閉鎖登記簿の謄抄本・閲覧方法が変わります～

新潟地方法務局村上支局では、経年による汚れ、傷みを防止するため、コンピュータ化により閉鎖された土地閉鎖登記簿を電子化し、当該画像データをもって謄抄本を作成し、又は閲覧に供することとしました。

つきましては、平成30年7月17日（火）から次のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせします。

◆ 【 謄抄本の交付について 】

閉鎖登記簿の画像データを用いて、A4判の用紙に印刷し、作成します。

◆ 【 閲覧について 】

閉鎖登記簿の画像データを用いて、A4判の用紙に印刷したものを閲覧していただきます。

◆ 【 原本の閲覧について 】

画像データの状況等により、文字等が不鮮明な場合は、原本を閲覧することができますので、窓口までお申し出ください。

取 扱 庁	取 扱 開 始 日
新潟地方法務局村上支局	平成30年7月17日（火）

※ 御不明な点などございましたら、管轄の登記所までお問い合わせください。